

高松市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成19年8月16日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

平成19年度定期監査結果報告等について

第1 都市整備部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
都 市 整 備 部	監理課（技術検査室）、道路課、交通安全対策課、河港課、都市計画課（交通政策室）、まちなか再生課、太田第二土地区画整理事務所、建築指導課、公園緑地課、下水道管理課、下水道施設課、下水道建設課、建築課、住宅課	平成18年度の事務の執行および財務に関する事務の執行
		平成19年4月2日から同年6月5日まで

(2) 監査の方法

平成18年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、130万円以下の工事に係る施工状況等について実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、河港課、都市計画課、太田第二土地区画整理事務所、公園緑地課および住宅課の各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(河港課・都市計画課・太田第二土地区画整理事務所・公園緑地課・住宅課)

イ 賃貸借契約の仕様書を適正に作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、「高松駅前レンタサイクルポートおよび瀬戸内自転車保管所仮設トイレ賃貸借契約」の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、賃借料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(交通安全対策課)

ウ 補助金交付決定何決裁を適正にすべきもの

支出予定金額が100万円を超える補助金の交付決定何決裁の事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第19項の規定に基づき、専決者(主管部長)までの決裁を受けなければならないが、高松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定何決裁に係る事務処理は、課長決裁により事務処理されているので、今後、同様の補助金の交付決定をしようとするときは、これらの規定に基づき、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(下水道管理課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 屋外広告物に係る管理者の資格および許可証票について

高松市屋外広告物条例第13条では、広告物または掲出物件を表示または設置する者は、同条例施行規則で定める資格を有する管理者を置かなければならないと規定しているが、屋外広告物許可申請書に記載されている管理者について、資格を有することを確認できる書類が添付されていない場合には、屋外広告物管理システムで確認しているものの、その結果が明確にされていないものが見受けられたので、今後は、屋外広告物の許可何決裁に添付するチェックリストに確認した内容を記載するなど、確認結果が明確になるよう事務処理方法を改善されたい。

また、同条例施行規則第10条では、許可証票の交付を受けた広告

物等にあつては、許可物件またはその他見やすい場所に許可証票を掲示しなければならないが、許可証票を掲示していない広告物等が見受けられたので、今後は、書面の配布や現地パトロールを行うなど、規定に基づき許可証票を適正に掲示するよう、申請者を指導されたい。

(都市計画課)

(2) 高松市パークアンドライド駐車場の使用資格の確認について

高松市パークアンドライド駐車場条例施行規則第3条第2項では、使用許可申請者は、公共交通機関を利用して通勤または通学する者であることを確認できる書面を添付し、または提示して申請書を提出しなければならないが、同駐車場の使用許可伺決裁に添付されている申請書には、使用対象者の資格を証するものが添付されていないにもかかわらず、確認した資格に係る内容を記録していないものが見受けられたので、今後、資格を証する書面が申請書に添付されていない場合には、申請者の提示等により確認した定期券の有効期間や乗車区間の状況を申請書に記録するなど、使用対象者の資格を確認した事実を明確にされたい。

(交通政策室)

(3) 変更契約の適正化について

高松市契約事務処理要綱第63条では、工事等の施行中に設計変更等により契約金額の一部を変更する必要がある場合は、変更契約をするものと規定されているが、街路築造工事については、工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず、設計変更等による変更契約を締結しないまま、別途、追加工事を発注しているものが見受けられたので、今後、同種の変更契約を締結すべき事由が発生した場合には、同規定に基づき、適正に変更契約を締結されたい。

(太田第二土地区画整理事務所)

(4) 工事の発注方法について

随意契約により予定金額50万円以下で、同一種別の工事を同一時期に複数発注する場合は、課内で発注方法の調整を十分に図り、特殊性・緊急性を要するなど特別な理由による工事を除き、これらの工事を一括して契約を締結できるよう、今後においては、工事の適切な発注方法を

検討されたい。

(公園緑地課)

(5) 補助金交付に係る事務処理の適正な実施について

高松市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付については、同補助金交付要綱に基づき、事務処理しなければならないが、申請書に添付されている書類の記載が一部不備なまま受理するなど、補助事業の適正性に疑義が生じるものが見受けられたので、今後、同様の補助金の事務処理をしようとするときは、同要綱に基づき適正に事務処理されたい。

(下水道管理課)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金の交付申請者から提出された着手届等の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金に係る着手届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等の文書を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年3月23日)

兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金に係る着手届の受理に係る取扱いについては、平成18年度から高松市事務決裁規程に基づき決裁を受けるよう、適正な事務処理に改めた。

(都市整備部交通安全対策課)

2 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲

の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、高松市高齢者交通安全自転車大会競技場フロアマット設営等委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、業務委託契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月23日）

高松市高齢者交通安全自転車大会競技用フロアマット設営等委託の支出負担行為何決裁については、平成18年度から仕様書を作成し、決裁に添付した。

（都市整備部交通安全対策課）

3 補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定等を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、同補助金交付決定何決裁には、同項に規定する特に必要があると認める理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月23日）

兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金の交付決定何決裁については、平成18年度から概算交付する正当な理由を決裁に記載した。

（都市整備部交通安全対策課）

4 補助金等交付に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、第44回高松市中学校総合体育大会参加生徒輸送補助事業に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届および完了届を

受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月27日）

高松市中学校総合体育大会参加生徒輸送補助事業における着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、平成18年度から、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受け、適正に事務処理を行った。

（教育委員会教育部学校教育課）

5 前金払の根拠および理由を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

前金払することができる経費は高松市会計規則第81条第1項に列挙されており、前金払をする場合は、前金払をすることができる根拠および前金で支払をしなければならない理由を決裁に明記しなければならないにもかかわらず、高松市立山田学校給食共同調理場有線放送電話料の支出負担行為伺決裁には、その根拠および理由が明記されていないので、今後は、前金払をすることができる根拠およびその理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月27日）

高松市山田学校給食共同調理場有線放送電話料の支出負担行為伺決裁については、平成18年度から、高松市会計規則第81条第2項に基づき、前金払をすることができる根拠およびその理由を明記した。

（教育委員会教育部学校教育課）

6 変更契約を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約事務処理要綱第63条では、工事等の施行中に設計変更等により契約金額の一部を変更する必要がある場合は、変更契約をするものと規定されているが、道路修繕工事のうち、工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず、設計変更等による変更契約を締結しないまま、別途、追加工事を発注しているものが見受けられたので、今後、同種の変更契約を締結すべき事由が発生した場合には、同規

定に基づき、適正に変更契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月28日）

契約内容に変更する必要がある場合は、平成18年度から高松市契約事務処理要綱第63条の規定に基づき、変更契約を締結するよう改めた。

（都市整備部道路課）

7 介護報酬の審査支払手数料支出に係る決裁を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

役務費の執行伺決裁は、支出予定金額が100万円を超える場合には、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第12項の規定に基づき、部長までの決裁を受け、また、高松市文書規程第16条および別表第2財務会計の項第13号の規定に基づき、財政課長およびその指名する職員の審査を受けなければならないが、平成18年度介護報酬の審査支払手数料支出に係る決裁は、これらの決裁等を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月13日）

介護報酬の審査支払手数料支出に係る決裁については、平成19年度から、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項・別表第1執行伺の表第12項の規定に基づき、部長までの決裁を受けるとともに、高松市文書規程第16条・別表第2、財務会計の項第13号の規定に基づき財政課長およびその指名する職員の審査を受けるよう改めた。

（健康福祉部保護課）

8 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、環境政策課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後

は，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月17日）

休日勤務・時間外勤務命令簿については，確認者，時間外勤務取扱主任等がそれぞれの立場で，職員の時間外勤務等の取扱要領や休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき確認し，適正な事務処理を行うよう改めた。

（環境部環境政策課）

9 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により，見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は，前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず，広聴広報課のファクシミリ賃貸借契約に係る見積徴取伺決裁では，改定前のものが用いられているので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な見積業者等一覧表を作成し，決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月27日）

見積業者等一覧表については，平成19年度から，平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」に基づき，前年度の実績額や見積参加業者を記載できる見積業者等一覧表の様式を用い，適正な事務処理を行うよう改めた。

（総務部広聴広報課）

10 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は，職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理しなければならないが，観光課の休日勤務・時間外勤務命令簿では所属長印が押印されていないものや，開始・終了時刻の確認印が押印されていないもの，支給割合および時間数の認定を誤っているものが，また，農林水産課および競輪局事業課の同命令簿では，確認者に指名されるべ

き職員以外の職員が確認印を押印しているものや時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが、さらに、土地改良課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月16日）

休日勤務・時間外勤務については、平成18年度から休日勤務・時間外勤務命令簿での所属長の押印や開始・終了時刻の確認印の押印に不備がないよう留意し、適正な事務処理を行うこととした。

（産業部観光課・農林水産課・土地改良課・競輪局事業課）

11 完了届を提出させ、検収事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市鬼ヶ島おにの館管理運営業務委託については、高松市契約事務処理要綱第83条第1項に規定する完了届が提出されておらず、また、高松市契約規則第30条第5項に規定する検収調書が作成されないまま事務処理されているので、今後は、これらの規定に基づき、完了届を提出するよう受託者に指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月16日）

高松市鬼ヶ島おにの館管理運営業務委託については、平成17年度より完了届の提出および検収調書の作成に留意し、適正な事務処理を行うこととした。

（産業部観光課）

12 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

国および公共団体以外のものが提出する行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、観光客へのバス乗車券販売およびバスの駐車場として使用する高松市鬼ヶ島おにの館の目的外使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁には

その根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。また、使用許可を行っている同館については、行政財産使用許可台帳を調整していないので、同条第4項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月16日）

観光客へのバス乗車券販売およびバスの駐車場として使用する高松市鬼ヶ島おにの館の目的外使用許可については、平成18年度の伺決裁から連帯保証人を立てさせた。また、平成18年度より行政財産使用許可台帳を整備した。

（産業部観光課）

13 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、全自動オフセット印刷機保守点検委託業務の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月14日）

全自動オフセット印刷機保守点検委託業務の支出負担行為伺決裁については、平成19年度から仕様書を作成し、添付した。

（総務部庶務課）

14 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなけれ

ばならないが、環境保全課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間数の認定を誤っているもの、庁外の勤務で勤務場所の記載がないものおよび時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月15日）

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき適正に処理するよう改めた。今後、時間外勤務等取扱主任や確認者等に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。

（環境部環境保全課）

15 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

ISO14001：2004要求事項解釈コースを受講する職員が研修会場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後、市内出張をしようとするときは、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月15日）

市内出張をするときは、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づき、あらかじめ市内出張命令簿により決裁を受けるよう、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。

（環境部環境保全課）

16 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づき市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、所属長の押印がされていないもの、また、市外出張にもかかわらず市内出張命令簿で事務処理されているものが見受けられたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月18日）

市内出張命令については、平成18年度定期監査結果報告の公表後直ちに「高松市職員服務規程第14条の規定」等に定める内容について、改めて関係職員に注意喚起し、共通認識とするとともに、所属長および庶務担当者が十分にチェックを行うなど、チェック体制の強化を図ることにより、事務処理を適正に行うこととした。

(財務部納税課・資産税課)

17 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、納税課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、市民税課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、資産税課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているもの、確認者以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているもの、所属長の押印がされていないものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年5月18日)

休日勤務・時間外勤務命令簿については、平成18年度定期監査結果報告の公表後直ちに、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに定める手順や確認事項について、改めて関係職員に注意喚起し、共通認識とするとともに、毎月の月報作成時における再確認を徹底することにより、事務処理を適正に行うこととした。

(財務部納税課・市民税課・資産税課)

18 週休日の勤務命令・振替(割振り変更)簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

週休日の振替および休日の代休日の指定については、週休日の振替等および休日の代休制度等取扱要領に基づき事務処理しなければならないが、週休日の勤務命令・振替（割振り変更）簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿を作成しないまま、週休日の振替および休日の代休日の指定を行っていたので、今後は、これらの規定に基づき、振替簿等を作成し、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月18日）

週休日の勤務命令・振替（割振り変更）簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿については、平成18年度定期監査結果報告の公表後直ちに週休日の振替等および休日の代休制度等取扱要領に定める手順や確認事項を、改めて関係職員に注意喚起し、共通認識とするとともに、週休日の勤務命令・振替（割振り変更）簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿を作成し、事務処理を適正に行うこととした。

（財務部市民税課）

19 前金払の根拠および理由を明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

前金払することができる経費は高松市会計規則第81条第1項に列挙されており、同項第3号の「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」の場合には、前金払をすることができる根拠および前金で支払をしなければならない理由を決裁に明記しなければならないにもかかわらず、有線放送電話使用料の支出負担行為伺決裁には、その根拠および理由が明記されていないので、今後、同様の支払をする場合は、前金払をすることができる根拠およびその理由を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月23日）

「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」の場合には、平成19年度から、前金払をすることができる根拠およびその理由を決裁に明記するように改めた。

（財務部財産活用課）

20 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるような様式が改定されているにもかかわらず、「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウト業務委託の支出負担行為伺決裁には、見積業者等一覧表が添付されていなかったため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年6月1日）

「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウトの業務委託については、平成18年度から見積業者等一覧表を作成して支出負担行為伺決裁に添付し、適正な事務処理を行った。

（教育委員会教育部人権教育課）

21 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウト業務委託の支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないため、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年6月1日）

「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウトの業務委託については、平成18年度から「契約事務の取扱いについて（通知）」に基づく仕様書を作成して支出負担行為伺決裁に添付し、適正な事務処理を行った。

(教育委員会教育部人権教育課)

22 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から、年3.6パーセントから年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、作業上衣(夏服:長袖)ほか2件の購入に係る請書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年6月1日)

業務委託契約の遅延利息については、平成19年度から高松市水道事業会計規程第96条により準用される高松市契約規則第35条の規定に基づき、適正な利率で契約を行った。

(水道局財務管理課)

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 設計書の変更について

(1) 意見を付した事項

工事の設計内容に変更が生じた場合において、軽微な変更と判断したもののについては設計書の変更を行っていないものがあるが、軽微な変更であっても設計書の変更をされたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年3月19日)

設計書の変更については、平成14年度から、軽微な変更であっても設計書の変更をするよう措置した。

(都市整備部下水道建設課)

2 工事請負契約の適切な処理について

(1) 意見を付した事項

工事請負契約については、契約関係書類の記載事項等に一部訂正漏れなどの不適切な処理があったので、訂正等の必要が生じたときは、適宜、補正し、事務の適正な執行管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月19日）

工事請負契約の適切な処理については、平成15年度から、過失による間違いが生じないように十分に確認し、事務の適正な執行管理に努めた。

（都市整備部下水道建設課）

3 近隣地区での同一種別・同一時期の工事に係る発注方法について

(1) 意見を付した事項

近隣地区において、随意契約により予定金額130万円以下で、同一種別の工事を同一時期に複数発注する場合は、課内で発注方法の調整を十分に図り、特殊性・緊急性を要するなど特別な理由による工事を除き、これらの工事を一括して契約を締結できるよう、今後においては、競争入札に付するなど、工事の適正な発注方法を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月19日）

近隣地区での同一種別・同一時期の工事に係る発注方法については、平成15年度から、発注時点で精査のうえ工事を一括して競争入札に付すとともに、施工中に新たに整備の必要性が生じた区間について、特殊性・緊急性を要するなど特別な理由による工事を除き、工事打合簿により増工を指示のうえ契約済み工事において一体として施工している。

（都市整備部下水道建設課）

4 防災訓練等の記録作成について

(1) 意見を付した事項

市立幼稚園では、防火・地震・不審者侵入対策訓練が適正に実施されており、これらの訓練終了後には、反省会を開き、問題点を抽出し、その改善策を検討するなど、次回の訓練が、より一層、効果的なものとなるよう努めているが、訓練や反省会の記録を作成していないため、問題点が改善されているかどうかを客観的に把握し難い施設が見受けられたので、今後は、的確に訓練の効果を検証できるよう、記録の作成を指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月27日）

市立幼稚園で実施している防火・地震・不審者侵入対策訓練やその反省会の記録については、平成17年7月12日の園長研修会における示

達・連絡事項の中で訓練の記録の必要性や全職員参加により反省点を明確にする等，次回に活かしていくことができるよう指導を行い，記録簿の様式例を示した。また，幼稚園訪問において記録簿の作成を確認した。

（教育委員会教育部学校教育課）

5 普通財産貸付契約の締結について

(1) 意見を付した事項

松島町集会場の土地建物使用貸借契約は，同契約書第2条で「甲（高松市長）からその相手方に対し異議の申し出がないときには，期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとする。」こととしているが，普通財産の貸付期間は高松市公有財産事務取扱規則第30条第1項第3号および第4号の規定では，土地については10年を，建物については5年を，それぞれ超えることができないので，規定に基づき適正な貸付期間で契約を更新されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月17日）

松島町集会場の土地建物使用貸借契約については，高松市公有財産事務取扱規則に則り，適正な貸付期間に改めた。

（環境部環境政策課）

6 業務委託契約に係る検収について

(1) 意見を付した事項

花き棟防犯警報設備保守点検業務委託契約の完了に伴う結果報告は，受託者がこれとは別に契約を締結している消防用設備保守点検業務委託契約の結果報告書に含めて提出されていたほか，当該防犯警報設備保守点検業務委託契約に係る検収は，同報告書により行われていたので，今後は，それぞれの業務に応じて結果報告書を提出させるよう受託者を指導するなど，検収事務の適正化に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月27日）

業務委託契約に係る検収については，平成18年度からは，それぞれの委託契約ごとに，その履行確認を行うこととし，検収事務の適正な処理に努めた。

（産業部中央卸売市場業務課）

7 観光宣伝用パンフレット運搬業務の契約方法について

(1) 意見を付した事項

観光宣伝用パンフレットの運搬については、迅速かつ確実に実績を持つことを理由として、一者随意契約により、平成16年度は年間11回の契約を締結しているが、当該運搬業務は特定の業者でなければできないような特殊なものではないと考えられることから、競争性を確保し、より適正な価格で契約ができるように2者以上から見積書を徴取するとともに、事務の簡素・効率化を図るため年度当初に単価契約を締結するなど契約方法の見直しを行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年4月16日）

観光パンフレットの運搬については、平成18年度から3者による見積書を徴取し、事務の簡素・効率化を図るため、年度当初に単価契約を締結した。

（産業部観光課）

8 業務委託契約の見積徴取について

(1) 意見を付した事項

高松市庁舎設備運転管理業務委託の見積徴取では、見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示さないまま、見積徴取を行った結果、消費税および地方消費税込みの見積金額ならびに消費税および地方消費税抜きの見積金額で、競争見積合せを行い、また、高松市有施設における石綿含有検査および大気中の濃度測定業務委託の見積徴取では、「消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること」と通知しているにもかかわらず、消費税および地方消費税込みの見積金額で、競争見積合せを行うなど、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられた。今後、同種の契約事務を執行する場合で、見積徴取を実施するときは、見積業者に対し見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示すなど見積内容の周知徹底を行い、見積徴取手続が適正なものとなるよう事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年5月23日）

業務委託契約の見積徴取については、平成19年度から見積仕様書に消費税および地方消費税の取扱いを明示するほか、これまで見積合せに参加する業者個々の様式による見積書を提出させていたものを市で作成した見積書様式に統一し、見積徴取を行うよう改めた。

（財務部財産活用課）

9 補助金交付事務の適正化について

(1) 意見を付した事項

平成16年度高松市小学校人権・同和教育研究会事業補助金に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書および補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、調査・研究費、事務局費等の記載しかなく、それら経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、補助金交付申請者に対し、申請書等に経費の具体的内容を記載するよう指導するとともに、交付決定審査および執行状況確認の適正化に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年6月1日）

高松市小学校人権・同和教育研究会事業補助金交付事務については、平成18年度から補助金交付申請者に対し、申請書等に経費の具体的内容を明記するよう指導して内容を明記させ、申請書等交付決定審査および執行状況確認の適正化に努めた。

（教育委員会教育部人権教育課）